

施工条件の明示

千葉県企業局君津工業用水道事務所

工 事 名 人見取水堰 3 号ゲート修繕工事

工 事 場 所 君津市人見地先

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1 対象機器を含めた電気設備は営業運転中であるため、実施工程作成には監督職員と調整協議のうえ決定すること。
用 地 関 係	1 資材置き場として浄水場用地を使用することは可能である。使用場所については発注者と協議のうえ、通行等に支障のない場所にすること。 なお、返還時には原形復旧すること。
公 害 関 係	1 作業時間は原則として午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。 2 隣接地に民家があるため、振動及び騒音には十分注意すること。
安 全 対 策 関 係	1 労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、安全かつ適正に工事を行うこと。 2 場内での工事車両の通行速度は時速 1 0 k m 以下とし、人や施設（設備）等に損傷を与えないよう安全走行をすること。 3 電気設備については原則停電作業とし、充電部に触れないよう十分注意して作業すること。
工事用道路関係	特になし
仮 設 設 備 関 係	特になし
建設副産物関係	特になし
工事支障物件等	特になし
薬 液 注 入 関 係	特になし
そ の 他	1 土・日・祝祭日等の休日作業及び時間外作業については、原則として行わないが、工程上必要が生じた場合は、事前に協議したうえで決定する。 2 協議事項・作業内容等の確認については、別途指定する「工事打合簿」を打合せの都度 2 部作成し、発注者・受注者で各 1 部保管すること。 3 人見浄水場内に連絡会議等が設けられたときは、参加すること。 4 人見取水堰で行われる以下の工事を考慮すること。 人見取水堰補修工事